

その他市長が認める者運用基準 手順書

手順	内容
① 事前相談	後見人等は豊田市（0565-34-6791）にご連絡ください。
② 必要書類の提出	運用基準に該当する場合、後見人等は必要書類を豊田市に提出します。 (必要書類) <input type="checkbox"/> その他市長が認める者概要説明書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 財産目録の写し（金額の記載があるもの） <input type="checkbox"/> 収支予算書の写し <input type="checkbox"/> その他市長が認める者資産報告書（様式第2号） （財産目録の資産のうち、売却の見込みがある資産に含めない資産がある場合に記入し、提出） <input type="checkbox"/> 上記以外に、その他市長が認める者に該当することが分かる資料
③ 回答	豊田市は後見人等に該当の有無を口頭で回答します。
④ 報酬付与申立書の提出	後見人等は成年後見人等に対する報酬付与申立書の余白に「 <u>その他市長が認める者の対象であることについて確認済み</u> 」と記入し、 <u>その他市長が認める者運用基準を添付</u> して、名古屋家庭裁判所岡崎支部に提出します。
⑤ 交付申請書の提出	報酬付与の審判後、原則、審判のあった年度内に後見人等は必要書類を豊田市に提出します。 (必要書類) <input type="checkbox"/> 豊田市成年後見制度利用支援事業（成年後見人等報酬助成）交付申請書 <input type="checkbox"/> 後見等事務報酬付与の審判書謄本の写し <input type="checkbox"/> 後見等事務報告書の写し（②で提出済みの財産目録の写し、収支予算書の写しは不要）
⑥ 決定、振込	豊田市は後見人等へ交付決定通知書を通知し、指定口座に助成金を振込みます。

※上記の手順はその他市長が認める者に該当する場合に適用し、通常の申請についてはこれまでどおりの運用とします。